

議員全員協議会次第

日 時：令和3年11月12日(金)

午前9時

場 所：取手市議会議場

1. 開 会

2. 報告事項

(1) 新型コロナワクチンの接種状況と今後の見込みについて

(2) 新型コロナウイルス感染による自宅療養者支援について

3. その他

4. 閉 会

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種状況と今後の見込みについて

(1) ワクチン接種状況【令和3年11月10日現在】

区分	対象者(人)	接種済者(人)		接種率(%)	
		1回目済	2回目済	1回目済	2回目済
12～64歳	60,457	51,017	49,353	84.39%	81.63%
65歳以上	37,509	34,302	34,141	91.45%	91.02%
計	97,966	85,319	83,494	87.09%	85.23%

(2) 1・2回目接種の11月以降の予定について

接種率向上及び接種場所の拡大（職域・大学拠点接種等）の影響もあり、徐々に市の集団・個別接種の予約申込が減少しているため、取手市医師会と検討し、下表の方向性で進めている。

接種区分	内 容
集団接種	終 了
個別接種	基本型接種施設の3医療機関 ・JAとりで総合医療センター ・宗仁会病院 ・西間木病院

※基本型接種施設：ワクチンを保管する超低温冷凍庫（ディープフリーザー）を設置している医療機関

(3) 追加接種（3回目接種）に関する今後の見通しについて

①第25回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（R3.10月28日開催）

○2回目接種完了してから概ね8ヶ月以上後から行うこととしつつ、今後のさらなる科学的知見を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこと

○対象者については、2回接種完了者全てに対して追加接種の機会を提供することが現実的であること。その上で、国内外で得られるワクチンの効果等を踏まえ、特に接種することが望ましい者について検討を進める。

②厚労省による今後のスケジュールについて

11月中旬：ファイザー社ワクチンの追加接種について、対象者等を定める省令改正等を厚生科学審議会に諮問

11月中旬：自治体説明会

③取手市における今後のスケジュールについて（現時点での見込み）

【接種券発送】

- 2回目接種から概ね8ヶ月を経過した方々を対象に、順次接種券を発送
- 医療従事者からの接種開始を想定。11月下旬頃に接種券を発送し、12月から接種開始。

【令和3年12月～4年3月の接種規模】

時期	接種規模（見込み）	主な対象者（見込み）
12月	約900人程度	医療従事者
1月	約3,600人程度	医療従事者＋施設入所者＋高齢者
2月	約12,000人程度	医療従事者＋施設入所者＋高齢者
3月	約21,000人程度	高齢者

※12月及び1月の追加接種については、接種医療機関による個別接種での対応を見込んで調整中。2月以降の接種体制に関しては、今後、取手市医師会と検討・調整を予定。

(4) 県の大規模接種について【11月まで延長】

①会場及び運営終了日

- ・水戸会場のみ11月30日(火)まで
- ・県立医療大学（取手市民対象）を含む4会場は、11月21日(日)まで

②対象（1回目接種を10月24日までに終了しなければならないことから）

- ・職域接種で1回目を接種したものの2回目接種できなかった方
- ・県大規模接種会場で2回目接種をキャンセルした方のうち希望する方

③取手市の予約日程

11月17日(水)・18日(木)を除く平日、日曜日（土・祝日を除く）

④予約方法

保健センターに電話予約(インターネット・コールセンター予約不可)

(5) 10代・20代男性の接種【モデルナからファイザーへの変更】

①内容

ごくまれに心筋炎・心膜炎を発症した事例が報告されていることから、モデルナで1回目を接種した方でも、2回目はファイザーに変更可能

②予約方法

保健センターに電話予約(インターネット・コールセンター予約不可)

2 新型コロナウイルス感染による自宅療養者支援について

(1) 事業開始

- ・事業協力企業を「株式会社カスミ」とし、覚書及び売掛契約締結に向け進行中
- ・売掛契約の締結次第（11月中見込）、事業開始準備が完了

(2) 支援対象者（以下のいずれにも該当する者）

- ・市内に住民登録があり、現に市内に居住している者
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性患者及び濃厚接触者
- ・保健所の指示等により、自宅療養となった者
- ・自身でインターネット・電話等による通信販売・宅配サービスの利用で食料品、生活用品の確保が困難な者
- ・家族等の支援を受けることができない者

(3) 対象者の個人情報

- ・茨城県個人情報の保護に関する条例第9条第2項第3号に基づき、県と市町村が連携し、当該自宅療養者へ各種支援を行うことを目的に、情報共有を行うことに決定（R3.10.29 県通知）
- ・R3.11.9 県に「新型コロナウイルス感染症と診断され自宅で療養される患者に関する個人情報の提供及び保護に関する覚書」を提出済

(4) 支援用品 ※陽性患者：原則7日分 濃厚接触者：原則5日分

種 類	物 資
食料品	ご飯パック レトルト食品 即席麺 栄養調整食品（ビタミンゼリー等） 飲み物（スポーツドリンク、野菜ジュース）
追加品	生理用品 紙おむつ 粉ミルク 離乳食 消毒液 マスク